

大崎市行政手続条例の一部改正の主な趣旨

大崎市行政手続条例は、市の執行機関などの行政庁が行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的とするものです。

今回の改正は、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等を求めること」や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求めること」などを新たに規定するものです。

1 行政指導の方法（第33条第2項）

この改正は、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないこととすることにより、行政指導の手続の透明性を高め、不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものです。

2 行政指導の中止等の求め（第34条の2）

この改正は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法令に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることから、相手方からの申出をきっかけとして、当該行政指導をした市の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものです。

3 処分等の求め（第34条の3）

この改正は、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する市の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出をきっかけとして、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とするものです。